

# 妊産婦医療費助成制度について

下野市では制度周知のため母子手帳交付時にご案内しています。当制度の目的である、妊産婦の病気の早期発見・治療を促進することによる、健康づくりと福祉の向上にお役立てください。

●助成対象者…下野市に住民登録のある妊産婦

●助成額…病院や薬局、歯科医院での医療費（保険診療のみ）から附加給付や高額療養費を控除した額が助成されます。

（医療機関で受ける証明手数料や文書料、定期健診や出産費用、薬の容器代、入院時の差額室料など保険診療外は医療費助成の対象外です。）

●受給期間…原則母子手帳が交付された月の初日（または転入日）から、出産（死産・流産）した翌月末まで

○母子手帳交付前に流産された場合など、明らかに今回の妊娠に起因する産科的疾病のため受療した保険診療分も対象ですが、助成申請書の医療機関記入欄の備考欄もしくは氏名・保険点数・負担割合等が明記された医療領収書に、医療機関での証明が必要です。詳しくは社会福祉課にお問合せください。



●登録に必要なもの…「健康保険証」「預金通帳」「母子手帳」「印鑑」「個人番号のわかるもの」

●住所や保険等の変更…「保険証等」「印鑑」「受給資格者証」を社会福祉課へご持参ください。

## 妊産婦医療費助成申請書の提出方法



○持参するもの

- ・妊産婦医療費受給資格者証
- ・印鑑（助成申請書に押印してあれば不要）
- ・助成申請書… ① 申請者記入欄に記入してください。

② 氏名・保険点数・負担割合などが明記された医療領収書（原本）を添付（領収書はお返しできませんので、控えが必要な方はあらかじめご自身でコピーをとり原本を添付するか、申請書に医療機関で証明を受けたものを提出してください。）  
～助成申請書の裏面もご覧ください。～

○受付窓口…社会福祉課

○提出期間…**助成金の請求は、診療月の翌月初日から1年以内に申請してください。**  
期限を過ぎたものは支給できませんので、余裕をもって申請してください。

○医療費が高額のと看…1ヶ月の医療費が高額療養費に該当する場合は、加入保険者から通知される「高額療養費決定（支払）通知書」を添付してください（コピー可）。

○お振込み…申請した月の翌月末が振込予定です。  
※高額療養費や付加給付金の支給が見込まれる場合は、振込みが遅れます。

○郵送申請…郵送での申請も可能です。記入押印した助成申請書と領収書の原本を同封し、切手を貼り住所氏名を明記し、社会福祉課へ郵送してください。

医療費助成を受けたものは、  
確定申告の際の医療費控除の  
対象にはなりません。

【お問合せ】〒329-0492 栃木県下野市笹原26番地  
下野市役所 社会福祉課 医療費助成グループ  
電話番号0285-32-8902  
(平成28年5月作成)